

令和5年度加西市子育て応援施策等プロモーション業務委託仕様書

1 目的

「ただのまち加西」として展開している「子育て応援5つの無料化」をはじめとした全国でもトップクラスの各種子育て施策等を効果的にPRすることにより、「加西市は、子育て世代にやさしいまち」というイメージをより定着化させ、これから子どもを産み・育てる世代（若い世代）の転入促進・転出抑制を図る。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 プロモーションの主となる子育て応援5つの無料化施策

	施策名等
①	保育所・認定こども園の0歳～5歳児の保育料の無料化
②	全保育・学校施設のすべての給食費の無料化
③	乳幼児～高校3年生までの医療費の無料化
④	乳幼児を養育する世帯（生後3か月～満1歳まで）にオムツ等の無料化
⑤	病児病後児保育の無料化

※細部は以下のURLを参照すること

<https://www.city.kasai.hyogo.jp/05toku/kosodate/>

4 委託業務の内容

(1) プロモーション戦略の検討・提案

プロモーション戦略の検討・提案に際しては、本市が提示する令和4年度同種事業の結果（別添資料）を踏まえつつ、その効果が最大化するよう、ターゲット層や情勢等の分析を行った上で、本市に戦略を提案すること。提案には、各取組みにおけるKPIとそのKPIを設定する理由、効果検証の方法を記載すること。

なお、本市における人口動向については、第6次加西市総合計画等を参考とすること。

(2) 動画配信及びWE広告の共通事項

動画配信及びWEB広告の運用に際しては、自動運用と手動運用を状況に応じ使

い分け、ABテスト等も行いながら、リーチ数やクリック率、コンバージョン率(以下「CVR」という。)の向上を図りつつ運用目的に沿った効果的なパターンを探求すること。また、その効果を維持するため出稿期間中であっても内容の修正や設定変更を適宜行うこと。

(3) 動画の企画・製作・配信

ア 動画は、スマートフォンでの視聴を想定し、配信面を意識したクリエイティブ制作に留意すること。

イ 動画はいかにして閲覧してもらえるかを考えるとともに、より深く知りたくなるような工夫をすること。

ウ 動画の製作本数や放映時間は、費用対効果を踏まえ、より効果的な手法を提案すること。

エ 動画の企画・製作・配信においては、プロモーション戦略に基づき、どのように活用するか、活用方法が適切な理由と併せて提案すること。

(4) WEB広告の実施

ア Google、Yahoo!等の検索サイト、SNS (Facebook、LINE、Instagram等)や、YouTube等の掲載に必要なバナーデザインやキャッチフレーズの制作を行うこと。
バナーデザイン等の作成にあたり、市は、既存ランディングページ(以下「LP」という。)に掲載されている画像等、可能な範囲で素材提供をする。

イ WEB広告においては、プロモーション戦略に基づき、どのように活用するか、活用方法が適切な理由と併せて提案すること。

(5) 既存LPの修正・更新等

ア 動画及びWEB広告の誘導先となる既存LPについて、最新情報への文言の修正やCVR等向上のための構成の見直し等、プロモーション戦略に基づき、どのように修正・更新するか、その方法が適切な理由と併せて提案すること。

イ PC・スマートフォンでの閲覧に最適なデザインとすること。

ウ 市が指定する **google analytics** を埋め込み、CVR等を活用できる仕組みを提案・構築し、成果の見える化を図ること。

エ 修正・更新したLPは市WEBサーバに格納し公開するため、HTML及び画像等ファイルをデータで納品すること。

オ 既存LPのデータ提供形式

LPデザインAIデータ、コーディング済データ

カ 参考URL

<https://www.city.kasai.hyogo.jp/05toku/kosodate/>

(6) 動画配信及びWEB広告の期間

期間については、データに基づく運用改善を行いつつ、効果最大化を図ることができる適切な期間の設定を行うこと。細部は、別途協議により決定する。

(7) 動画配信及びWEB広告実施の結果報告・検証

ア 動画配信及びWEB広告については、媒体毎にインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、再生数、コメント数・内容、CVR等の結果やKPIの達成状況を報告すること。

イ 結果の検証・分析を行い、報告すること。

(8) 会議等

ア 打ち合わせ会議の開催及び運営

(ア) プロモーション戦略の提案及び結果報告時については、打ち合わせ会議(以下「会議」という。)を開催するとともに、各種広告運用期間についても、その運用状況等について定期的に会議を開催すること。

(イ) 会議を実施する際の資料は会議の事前に提出すること。

(ウ) 会議を実施した際の議事録を作成し、提出すること。

イ 事業報告書の作成と報告

受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果、課題及び次年度以降の改善方策等をまとめた業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

5 成果品

成果品は下記のとおりとする。(データ形式でも納品すること)

- (1) 業務実施報告書(分析結果等含む): 2部
- (2) 動画、WEB広告及びLPに関わる制作物
- (3) その他本事業に関わる制作物一式
- (4) 電子記録媒体資料(成果品のデータを記録したDVD-R等): 2枚

6 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者をおくこと。

7 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はその恐れがあるもの

- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でないとするもの

8 留意事項

- (1) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (2) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許諾を得ること。
- (3) 業務における成果物の著作権は、受託者が従来から権利を有しているものを除きすべて加西市に帰属するものとし、成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、自由に加工、複製、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (4) 業務の全部又は一部を市の承諾なく第三者に再委託することはできない。第三者と連携して業務実施を予定する場合は、組織体制に役割分担等を記載すること。